

令和3(2021)年度第3回川崎市民間活用推進委員会 議事録

日 時 令和4年3月30日(水) 午後2時00分 ～ 午後3時37分

場 所 川崎市役所第4庁舎 第7会議室(WE B会議)

出席者 委員 安登会長、朝日委員、伊藤委員、川崎委員
市 側 林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
大平総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
杉山総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

開 会

1 委員紹介

2 出席者紹介

3 議題

(1) 民間活用(川崎版PPP)推進方針の活用状況について

(2) 市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた地域エネルギー会社の設立について

4 その他

閉 会

【配付資料】

- 資料 1 民間活用(川崎版PPP)推進方針の活用状況について
- 資料 2-1 市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた地域エネルギー会社の設立について
- 資料 2-2 地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会の設置について(案)
- 資料 2-3 地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会 委員名簿(案)
- 資料 3 民間活用に係る審議の進め方について
- 参考資料1 川崎市附属機関設置条例(抜粋)
- 参考資料2 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(抜粋)

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、会議に先立ちまして事務連絡させていただきます。初めに、本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、We b会議システムを活用した委員会とさせていただきます。そのため事前に送付させていただきました、Z o o mによる民間活用推進委員会開催に当たる留意事項に記載させていただきましたとおり、お願い事項がございますので、ご協力をお願いいたします。

質疑の際には、挙手していただくとともに、お名前をおっしゃってください。その後、会長による指名の後にご発言いただきますようお願いいたします。

また、委員会の進行中、音声や画面上のトラブルがあった際には、チャット機能、または事前にご連絡させていただきます。また、事前に携帯電話の連絡により対応させていただきます。

次に、本日の委員会でございますが、公開とさせていただいております。市民の皆様の傍聴やマスコミの方の取材につきましては許可とさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと存じます。ちなみに、今のところ傍聴はないということでございます。

委員会終了後、議事録を作成いたします。委員の皆様にご確認いただいた上で、公開の手続を進めさせていただきますと存じます。

次に、本日の配付資料でございますが、次第がございまして、その下に出席者の一覧と座席表のほか、本日は資料1から資料3、参考資料は1と2です。これで配付させていただいております。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。次第1の委員のご紹介でございます。

民間活用推進委員会発足時から、これまでご活躍いただきました、足立前委員におかれましては、このたび、一身上のご都合によりご退任されました。足立前委員には、これまで当委員会にて多大なるご貢献をいただきましたこと、この場を借りて心より御礼を申し上げます。

また、これに伴いまして、新たに東京都立大学都市環境学部都市政策科学科都市環境科学研究科都市政策科学域教授、朝日ちさと様に、委員にご就任いただく運びとなりました。

朝日委員におかれましては、政策評価、費用便益分析などがご専門でございます。現在、本市の公共事業評価審査委員会の委員としてご活躍いただいているほか、多摩地域公民連携PPP/PFIプラットフォームのオブザーバーとしてのご経験もございます。それらの知見をぜひ当委員会でも賜りたいと考えまして、このたびお願いさせていただきました。

足立委員の後を引き継ぐ形となりますので、任期は本日より、ほかの先生方と同様の、令和5年7月27日までとなっております。

本来でございましたら、ここで委嘱状をお渡しさせていただくところでございますが、本日はWeb会議でございますので、事前にお届けしております。朝日先生、届いておりますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、朝日委員より、ご挨拶いただければと存じます。

朝日委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

朝日委員

ありがとうございます。今日、初めて参加させていただきます。東京都立大学の朝日と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご紹介いただきましたとおりの分野なんですけれども、いろいろと勉強させていただきながらになるかと存じますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

朝日委員、ありがとうございます。

続きまして、ご就任いただいております委員の皆様を、改めて私ども事務局より紹介させていただきます。恐れ入りますが、五十音順でご紹介させていただきます。

当委員会の会長でございます。亜細亜大学都市創造学部都市創造学科教授、安登利幸様。

安登会長

安登でございます。朝日先生には、今回から参加していただきまして、様々な知見を基にアドバイスいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

次に、弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、伊藤麻里様。

伊藤委員

弁護士の伊藤と申します。学者の先生方のような知見の積み重ねはないですけれども、民間に混じってやっている中で、フィードバックできることをお伝えできればと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

中央大学総合政策学部教授、川崎一泰様。

川崎委員

川崎でございます。ほかのところでも、いろいろご一緒させていただいております。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。

なお、もうお一方、委員として、早稲田大学社会科学総合学院教授の稲生信夫様がいらっしゃいますが、本日は残念ながらご欠席でございます。

それでは、次第2でございます。出席者紹介ということで、川崎市側の出席者を紹介させていただきます。初めに、行政改革マネジメント推進室担当係長、大平でございます。

大平総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

大平と申します。よろしくお願いいたします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

続きまして、担当係長、大槻でございます。

大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

大槻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

担当職員、杉山でございます。

杉山総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

杉山でございます。よろしくお願いいたします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

本日は、以上の4名でございます。よろしくお願いいたします。

ここからは、会長に議事進行をお願いしたいと存じます。安登会長、どうぞよろしくお願いいたします。

安登会長

承知いたしました。それでは、改めまして、本日は、委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため、本日はWeb会議システムを併用した委員会となっておりますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また本日は、民間活用推進方針の活用状況等について事務局からご説明があるものと思います。委員の皆様方におかれましては、自由闊達なご議論をよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従って進めてまいりたいと思います。

お手元の資料の次第を見ていただきたいのですが、3、議題（1）民間活用（川崎版PPP）推進方針の活用状況について、事務局から説明をお願いいたします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、よろしくお願いいたします。資料1をご覧ください。画面でも共有いたします。

こちらを活用しまして、令和3年度、今年度の川崎市の官民連携の状況をご報告いたします。

左上の1番、方針の概要でございます。毎度の登場でございますけれども、（1）から（7）ということで、推進方針の冊子の章立てに一致させておるものでございます。こちら、官民連携の本市の考え方をお示ししているものでございます。見どころをざっくりとご説明します。

（2）民間活用の基本的な考え方、こちらでお示ししております、あらゆる施策分野で民間活用を図っていくことを明記しております。

（3）でございます。国が骨太方針などで示しております、「優先的検討指針」を踏まえまして、本市におきましては、「施設整備・管理運営事業」及び「100㎡以上の公有財産利活用事業」について、優先的検討ということで、民間活用の可能性を探ってまいるという旨を規定しております。

（4）でございます。ございますとおり、市内事業者に配慮するという一方で、地域経済活性化に向けた主な取組、こちらも柱として立てておるところでございます。

（5）でございます。民間事業者様側からのご提案もお受けしますということで、民間提案制度を令和元年度に新しく規定していたところでございます。

左下、目線移してください。こうした川崎市の取組、やはり知らなければ意味がないということで、積極的な広報を取り組んでいるところでございます。

（1）ロングリスト等の公表ということで、ロングリスト・ショートリスト・発注リスト、それぞれ随時公表・更新しておるところでございます。ここでいうロングリストですけれども、こちらは民間活用の可能性がある事業、これを早い段階から取りまとめ、公表しているものでございます。その後、検討が進んでまいってショートリストということで、民間活用による事業実施の可否を行って、民間活用で行こうかというような決めをした、それを取りまとめたリストがショートリストでございます。最終的に発注リストに移るとということで、こちらは民間活用の事業手法が確定した事業を取りまとめたリストになります。左様なことでして、ロングリストからショートリスト、最終的に発注リストにどんどん遷移してまいりような仕組みを取らせていただいております。

（2）でございます。コロナ禍においても本方針を周知するため、動画を公開するというような取組で

ざいます。

(3)です。本市の取組。細かいことも含めて動きがあり次第、メールニュースとして配信をしているところがございます。登録者数は、およそ600名程度ということでございます。

(4)川崎市の職員自身も、まだまだ官民連携に不慣れということがございますので、研修等を小まめに打っておるところでございます。

資料右側をお願いいたします。3番、ここから具体的な民間活用の取組の実績のご報告でございます。

(1)等々力緑地の再編整備事業ということでございまして、事業概要にございますとおり、こちらは緑地全体の再編整備にPFI事業(BTO)方針と指定管理者制度のほか、特徴的なところとして、一部施設へ本市初となるコンセッション方式を導入するということですね。今回の3月議会でもコンセッション方式、運営権の部分について条例を制定したところでございます。

中ほどに、コンセッションのコメントを出しておりまして、一部施設というのは、球技専用スタジアムと、新しく造る予定のとどろきアリーナ、最後に駐車場、この3か所についてコンセッションを導入しようというところで取り組んでおります。

例えば球技専用スタジアムですけれども、ふだん川崎フロンターレのホームゲームで使うんですけれども、年間、準備も含めまして、360日のうちの50日程度しか稼働していないということでございます。残りの300日、残念ながら遊んじゃっているという状態がございますので、ここの300日に民間事業者さんのアイデアを取り入れて稼働率を上げて、稼げる部分では稼いでいただきたいなという期待を込めて、コンセッションを導入する方向で、今、作業を進めておるところでございます。

コンセッションの金額の効果ですけど、30年間トータルで大体26億円程度と見込んでおりまして、年間で出すと1億円弱なんですけれども、これが川崎市の負担額が見合いで軽減されることになるということでございます。26億円は大金でございますので、かける期待も大きいということでございます。

全体のVFM、こちらは11.3%ということで、金額ベースですと約52億円程度と見込んでおります。

現在、事業者選定にかかる審査機関ということで、こちらの民間活用推進委員会に等々力緑地再編整備に関する部会を設けさせていただいております。伊藤先生、川崎先生にご就任いただいて、ご審議いただいているといったところでございます。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

令和4年4月の特定事業の選定及び事業者公募開始に向けて調整中ということでございまして、順調にければ今年の10月くらいに落札者が決定できればいいなということで、そこを目指しているところでございます。

(2)でございます。富士見公園の再編整備事業でございます。こちら公園全体が老朽化しておることと、近隣は住宅地のようなことでございまして、なかなか飲食できるようなところもないということで、滞在しづらいようなことになっております。そういった課題もございまして、全体をリニューアルしてまいろうというような再編整備事業でございます。

こちらもPFI手法(BTO方式)と指定管理者制度を入れるんですけれども、先ほど申し上げたとおり、飲食・物販施設、公園のにぎわいを取り戻すには、ぜひとも必要だということで、こちらPark-PFI制度を導入ということで取り組んでおります。

事業期間は20年ということで、PFI、当初の整備、イニシャルで約55億円、川崎市は用立てるということでございます。

その後、競輪場脇にある立体駐車場を設けるんですけれども、競輪場のお客さんも含めて、ここの駐車場は結構稼働率がよいということもございまして、この駐車場の上がりで完成後の維持管理ができてしまうということでございます。独立採算型だということで、単純に賄えるのみならず、毎年度、指定管理の納付金ということで3,400万円を納めていただくというようなことも要件として進めておるところでございます。

す。

事業者選定に係る審査機関ですが、建設緑政局の附属機関になるんですけれども、川崎市の公募対象公園施設設置等予定者選定委員会ということで、こちらは臨時委員として、川崎先生にご就任いただいているところでございます。川崎先生、いつもありがとうございます。

令和4年3月25日ですね。まさに、つい先日なんですけれども、事業者公募が開始されまして、順調にいけば今年9月に落札者決定を目指すというようなことで審議等を進めておる、そういった案件でございます。

1枚お進みください。左上でございます。(3) 大師支所・田島支所複合施設整備ということで、こちらは川崎区の南のほうに立地する庁舎になります。記載のとおり、近隣に同じく立地しております、こども文化センターと老人いこいの家などを複合化してまいろうということで、ちょっと先なんですけれども、令和9年度に供用開始することを目指して、整備を進めておるところでございます。

今、民間活用を進めていこうということで、詳細な検討を実施中というような検討状況でございます。それぞれ大師支所も田島支所も新しい施設、箱物なんですけれども、2,000㎡程度の建物と見込んでおまして、この程度の規模の建物でございますので、川崎市としては、できれば地元事業者さんに落札してほしいのと、積極的に参加していただきたいということを期待しながら、今、発注の方法を例えば2棟一括で出すとメリットがあるのか、どうなのかとか、併せて収益施設を合築すると少し維持管理費は安くなるのかなとか、あと、業務の切り分け方、先ほど触れましたとおり、こども文化センターと老人いこいの家、市民の交流施設、これも合築しますので、完成後の運営を含める、この立てつけが参入の障壁になるのかなとか、様々枝分かれする条件がございますことから、そこら辺、当然、市としての考え方はまとめた上でなんですけれども、サウンディングを行って興味のある事業者さんのご意見を伺いながら、仕様を調整しているところでございます。

(4) でございます。皐橋水江町線沿道及び池上新町南緑道の一体利用による地域環境改善事業でございます。

こちら、川崎区の南部、ほぼ海っぺり、臨海部の事業になります。概要のところがございますとおり、近隣の物流倉庫であるとか、工場が多い土地柄でございますことから、大型車、トレーラーとかダンプになるんですけれども、大型車が残念ながら荷待ちの関係で路上駐停車してしまっているよと、その車内で食事だとかをされてしまって、そのごみをそのまま道端に捨てるだとか、不法投棄の課題などもございますことから、それを幾ばくかなりとも解決に導きたいということで取り組んでいるという事業でございます。

今、道路沿いにコンビニが1軒ございます。これを池上新町の緑道の中にセットバックするという形、そこでコンビニの営業をしてもらって、お金で貢献していただくわけですね。緑道の維持管理もしていただくということと、もうけていただいて一部納付していただいたお金を原資にして、近隣の道路脇の土地を川崎市で借りよう。そうすると、路上駐停車が減るでしょうということですね。借り上げた土地に、トラックなどを駐車していただいて、コンビニで食事などをしていただければ、ごみが減るんじゃないかとか、路上駐停車が減るんじゃないかとか、そういったことを狙って、Park-PFI制度を活用して、地域課題を改善してまいろうということでございます。

こちらは、川崎市初のPark-PFI制度の活用ということで、いわゆる一般的な公園としての活用ではないんですけれども、ある意味、川崎市らしいPark-PFIの展開なのではないかなというふうに、個人的には感じているところでございます。

先日、従前からここでコンビニを経営していただいている、山崎製パン、デイリーストアですね。こちらの会社さんが事業者として選定されたということでございますので、利用の方も引き続き同じデイリーストアが利用できるということで、よろしかったのかなというふうに考えております。

右側、4番、民間提案に関する取組ということで、ここからがちょっと毛色が変わりまして、民間事業者側からの提案ということでございます。

方式、ざっくり二通りでございます。フリー型、こちらが民間事業者様から最初にご提案いただくパターンでございます。下にあるのがテーマ型ということで、川崎市側から困り事だとかをご提示して、その困り事の解決に向けて民間事業者様から様々アイデアをいただく側、そういったパターン、ざっくりフリー型とテーマ型の二通りがあるよということでございます。

次の四角囲みですね。要件を立てさせていただいております、いわゆる事業者さんからの通常の営業活動というのは、ここで言う制度上の民間提案には該当しないよということでございます。要件は三つございまして、対象要件、本市が抱える課題の解決に資する提案であること。財政要件、本市に新たな財政負担が生じないこと。公益要件、公平性・公益性等の観点から妥当であることと。

こちらは、三つの要件を具備していただくと、事業者さんとパートナーとして事業を進めていくと、随意契約を結んだような形ですね。同じ案件について、改めて入札とかはかけないよといった仕組みで事業が進められるといった立てつけでございます。

フリー型の実績、7月以降の実績でございますけれども、(1)川崎駅西口大宮町地区の市有地の維持管理及び活用に係る提案ということで、こちらはベースとなる事業がございまして、この間、民間活用推進委員会でご審議いただきました、ホリプロさんによる公有財産利活用事業がベースとしてございます。

ホリプロさんから追加でご提案していただきまして、にぎわい創出に向けて緑地にホールを、整備していただくんですけども、その隣、隣接する市有地がございまして、ちょっと恥ずかしいんですけども、川崎市のほうで、あまり管理が行き届いてなくて、荒地のような格好となっております。

ホリプロさんは、お客さん商売ですから、ついでにきれいにしてあげるよと、その代わり客が滞留するようなスペースとして使いたいなというようなお話がございましたことから、その維持管理費をホリプロさん側でもっていただくというお話がございまして、これが新たな財政負担が生じない財政要件に合致することがございまして、ありがたく提案をお受けするというようなことで、採用ということで結論づけております。

(2)です。浮島1期埋立地を活用した廃プラスチックの油化リサイクル実証に係る提案ということで、こちらは石油精製会社、ENEOSさんからのご提案でございます。

ENEOSさんは、廃プラのリサイクルに力を入れておりまして、今、浮島1期埋立地という、川崎市が所有している土地を随時借手はいませんかということで、公募はかけておったんですけども、なかなか借手がつかなかった土地がございまして。

今回、ENEOSさんのほうで川崎市が提示する正規の値段で土地を借りていただいて、そこに油化プラントを設置して、従前の技術では困難だった低質廃プラスチックの油化リサイクルを行う提案ということでございます。

油化、油の状態にして再び原油のような形で精製すると、そこからまたガソリンなり、灯油なりができるという、油のリサイクルですね。

実験室のレベルでは技術化されているということで、もうちょっと大規模にプラントでやってみようというようなことでございます。

これが軌道に乗ると、ゆくゆくは川崎市にも臨海部にENEOSさんの石油精製工場がございまして、そこで大規模に展開していただくというような、未来に向けた期待もされるような事業でございます。

そういったことを正規の値段で土地も借りていただけということでございましたので、財政要件ですね、財政負担の生じないのみならず、歳入までいただけてしまうという提案がございましたことから、こちらもありがたく採用したというようなことでございます。

(3)です。とどろきアリーナの一部改修に係る提案ということで、こちらは川崎をホームに活躍されており、バスケットボールチーム、ブレイブサンダースさんからのご提案でございます。

プロバスケのリーグの規約が一部ルールが変わりましたよと、プロバスケの試合を展開するためには、VIPルームだとか、少しホワイトエを求められるようになりまして。そのリーグの基準に合致させるために、公共施設であるとどろきアリーナ、ここに手を入れさせてくれという、そんなご提案でございました。その費用、8,000万円程度なんですけれども、それもブレイブサンダース側で持つよと。

VIPルームが出来上がるんですけど、ここのVIPルーム、ブレイブサンダースだけで独り占めにするんじゃないで、出来上がったやつを市民が望めば市民が使うとき、使ってもらって結構だというようなありがたいご提案でしたので、採用させていただきますということでございます。

座席数は若干減るんですけども、とどろきアリーナが満員になるとき、まさにバスケットボールの試合のときでしかございませんで、それ以外の使用のときは3階席まで満席になるという利用のされ方がございませんで、これは川崎市にとって損害はないだろうというような整理をしまして、採用ということでございます。

やはり、対象要件、財政要件、公益要件、それぞれ満たしているのか、満たしていないのかというのが都度都度の判断になるんで、ある程度、事例が蓄積してこないと、なかなか判断に迷うのかなということでございます。特に、財政要件だとか、どんどん緩めちゃうと、何か随意契約との絡みの中で、難しいことになりますので、ここはしっかりとポリシーを持って進めていかないと危ないのかなとも思っております。

次でございます。テーマ型ということでございまして、事例が1件ございます。

AIを活用した救急隊の現場到着時間短縮に向けた実証実験ということで、消防局の事案でございます。消防局の出動記録、日時だとか、気温だとか、季節だとか、そんな各種のデータベースはそろっていますと。これに、AIを絡ませれば、どこから通報が来る確率が高いのかというのが、粗々見えていますので、あらかじめ先回りする形でその近所に救急車を寄せておけば、到着までの時間が短縮できるんじゃないかと、そんな狙いを持って、これをシステム化できませんかというようなことで、消防局のほうで民間事業者さんに声をかけたというようなことでございます。もともとPPPの意見交換会でやり取りをさせていただいて、ある程度、引き合いは来そうだというのが見えてきたことから、実証実験をやってみようかということで、今月いっぱい事業者さんを募集しているということで、複数者さんからお声はかかっているようでございます。

軌道に乗れば、実証実験をやって有効な実験があれば、それを本格実施してシステム化なりできれば、実際に市民の方が喜ぶのかなと、救急現場に到着する時間が短縮できるということですから、ちょっとお時間はかかるんですけども、先のある話かなというふうに思っております。

中ほど、5番でございます。モニタリング等に関する取組ということで、1件、昨年11月、第2回の委員会でご審議いただいた案件でございます。

はるひ野小中学校でございますね、こちらのPFI、15年間の年季が明けると。これが令和4年の末となつてございますことから、事業総括評価を行っていただいて、今後につなげてまいろうということでございました。

おかげさまで、VFMも出ましたよということと、あと、定量的・定性的にもPFIの取組はよかったねというお言葉をいただきましたので、これを糧に今後どうしようかというのを、今、検討しているところでございます。これを、どこまでどうやって波及効果を考えていくかということかなというふうに考えております。

左下、6番、民間事業者との対話に関する取組ということで、川崎市側で整理した各事業の考え方でですね。民間事業者さんのほうにお示しして、よりよい事業に向けた改善点であるとか、参入に向けてネックとなる

ような部分、そういったものがあるかないかなど、様々なやり取りを行わせていただいたところでございます。表に記載のとおり、5事業ですね。

右の列、参加事業者数ということで、ありがたいことに多数の事業者さんから興味を持っていただいて、個別対話等をさせていただいたものでございます。

右側でございます。7番ですね。PPPプラットフォームに関する取組ということでございまして、写真にお示しのとおり、令和3年度、意見交換会といたしましては、通算で4回開催いたしました。各種事業を合同で開催するパターンであるとか、単独のパターン、いろいろあったんですけども、案件次第によって、込み入った内容、事業の熟度が大幅高くなっているような状況の場合は、民間事業者さんのノウハウが他社さんに知られないように個別対応を採用するなど、案件次第でやり方を工夫しているところでございます。

一方でございますが、まだまだ事業の熟度が低くて、川崎市側から案件をご紹介するようなパターンの場合は、グループでのやり取りも効果的と感じております。グループでやり取りすると、その後、名刺交換などをされまして、その後、グループを組んで入札に参加していただけるというようなメリットも感じております。

それぞれ、その時々に応じたメリットもございますので、各局にはかような形で案内して、意見交換会が対応されるようなことで、よりよい事業につなげてまいりたいと考えております。

次のページ、左側でございます。年末に、一回勉強会を開催いたしました。こちらでもコロナ禍ということがございましたので、オールオンラインでございます。

時間も夕方から夜間ということで、お勤めの方も就業後、お聞きいただけるような工夫をしたところでございます。

講演内容、やはりアンケートとか取ると、PPPはいいんだけど、結局、何をきっかけに参画していけばいいのかとか、そういった疑問点が多うございましたんで、講義内容のほうも1部の講演で地域企業がPPP/PFIに参画するにはということで、知見のあるコンサル業者、日本経済研究所の연구원の方に全国的な動向も含めてご講演をいただいたというものでございます。

第2部の講義では、私どものほうから推進方針のご紹介をしました。川崎市としても、地域企業、市内企業に参加していただけるように、もろもろ立てつけておりますという、その仕組みをご説明申し上げたものでございます。

最後、右側です。プラットフォームセミナーということで、先週の金曜日でしたね、25日に、こちらでもオールオンラインで、こちらは日中に開催したものでございます。

基調講演で内閣府の企画官の方から国全体の最新動向をご説明いただくということと、あと、3番のご講演のところでは、岩間造園さんという名古屋を地盤に展開されている業者さんなんですけれども、名古屋密着型で実際、名古屋市のPPPの案件を受注されたということで、川崎市の中小企業にとってもロールモデルとして有効なんじゃないかということで、そちらの専務の方に受注に向けた苦労話であるとか、そこのお話をさせていただいたということでございます。

4番の公開ディスカッションでは、ちょうど3月25日、同日に富士見公園の事業者公募が開始されたという、そういった日取りでございましたので、富士見公園をテーマにしながら4名登壇して、それぞれやり取りをしたということでございます。

一人目の登壇者の榎野先生ですけれども、こちらの方は、もともと国交省のキャリアの方でして、都市緑化機構の専務理事ということで、こちらの方が富士見の事業者選定委員会の座長をされているということでございましたんで、専門家の目線から、富士見公園の今後の期待できる点だとか、今後の展開などをPark-PFI制度も絡めて、お話しいただいたということと、あと、岩間造園さんに引き続きご登壇いただいて、岩間造園さんだったら富士見公園はこうできるんじゃないかみたいな、ちょっとヒントのようなものを

お話しいただいたということと。あと、事務方で建設緑政局の担当課長と私のほうで、少しやり取りをしたというような実績でございました。

おかげさまで、参加申込数も200人弱ご参加いただいたというようなものでございまして、これが年度末、令和3年度の締めでセミナーをやったというような実績でございます。

すみません、ご説明、長くなりましたけれども、令和3年度、かような形で1年間、活動してまいりました。いろいろやり取りできればと思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。

安登会長

ありがとうございました。

今、資料1の民間活用（川崎版PPP）推進方針の活用状況について、ご説明いただきました。

委員の方々は、これまでにご担当いただいて、詳しくご存じのプロジェクトもあるかと思えます。朝日先生におかれましては、初めてということでもありますので、何か気づかれた点のご指摘あるいはアドバイスをいただければと思います。

順不同ですので、手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは伊藤先生、お願いいたします。

伊藤委員

ありがとうございます。ご説明大変よく分かりました。

方針ができてから2年過ぎて、推進方針に従って着々と種々の取組が進んでいることが、この資料1全体から見てとれて、非常にいい傾向だと思います。

また、個別の案件についても、振り返りや提案受付が行われて、前向きに進んでいることが分かりました。この推進方針を策定したときの委員の思いも実現されておりすばらしいと思っております。

お尋ねが2つあります。まず、第4項の民間提案の箇所において、フリー型として、令和3年7月以降の事例をご紹介いただきました。これらは、民間からフリー型の提案があったら、その内容をヒアリングした上で、さらに一般に募集をかけ、つまり提案者だけに限らず、ほかの方にも機会を与えるというような形で進められているということでしょうか？

また、この民間提案の取組みのうちテーマ型のものについてWEBサイトを拝見しますと、年度当たり1件ぐらいが今まで川崎市さんのほうでされているようです。川崎市の民活の制度所管部としては、各事業所管部に対して、民間提案を募る方法をどういった形で宣伝して、また、どのような形でテーマの設定を求められているのかをお伺いできればと思います。

安登会長

よろしくお願いします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

事務局でございます。

まず、フリー型ですけれども、公募に持ち込まれた案件というのは、今まではございません。公募に持ち込むべき案件というのは、恐らくこの民間提案の受付の要件の③かなというふうに思っております。公益要件というのがございます。公平性・公益性等の観点から妥当であることというところで、例えばご提案いただいたのが、確かにいい提案なんだけれども、誰でもできるねみたいな話であると、趣旨採択をして入札にかけると、最初に言っていた業者さんには、インセンティブを与える。少し加点をするような形で

10%が上限ですかね。加点をするような形で、最初に言ってくれた事業者さんが一定有利になるような形で、公募にかけるのかなというような、仕組み上はあるんですけども、今まではそれぞれの各社さんのご提案が結構、各社さんならではのオリジナルのものだったということもございまして、公募にかけたことはございません。でも、今後、そういった案件も出現するのかなというふうには感じております。

あと、テーマ型なんですけれども、先生おっしゃるとおり、大体年1件ペースなんです。以前、ご紹介したのが、川崎市の道路をフィールドとして、こちらもAIを活用して何かいろいろ例えば路面の傷み具合であるとか、カメラを活用して交通量調査、今までアルバイトの方が一々、カチカチやっていたやつをカメラで認識すれば、もう人は要らないじゃないと、カメラが自動で認識して、どっちからどういった方が、最近性能がすごくて、男の方が通っただとか、女の方が通っただとか、そういったことも分かるよというようなキヤノンさんだとか、NECさんだとかが参加されたような話なんですけれども、川崎市の道路を活用して、そこをフィールドに少し実験してみませんかというような取組はございました。

そうなんです。おっしゃられるとおりの、年1件ペースでして、これは研修でこんなやり方があるんだよと。そうですね、研修の場でご紹介すること以上のことはできていなくて、今後の課題かなというふうに思っております。

何か補足ある。道路の話だとか。

大平総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

いや、特には。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

大丈夫。すみません、こんな感じですね。

安登会長

ありがとうございました。伊藤先生、よろしいでしょうか。

伊藤委員

そうですね。フリー型もテーマ型も、現況はよく分かりました。

フリー型はこのまま進められればよいと思います。また、テーマ型についても、現に出てきている案件はとてすばらしいと思いますので、より様々な事業所管部の方に、こちらの仕組みに興味を持っていただくと、民間からの提案をさらに促す効果があるかなと思いますので、啓発に努めていただければと思います。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。ちょっと補足で、先生、まさにおっしゃるとおりでして、実は結局、公務員だけで公務員が知っている限りで事業を立てようとすると、公務員が知っている立てつけでしか事業をつくれないうんです。こういう公務員が決め切っちゃう前に、テーマ型とかで民間の事業者さんの自由なアイデアを募集すると、公務員が思いもつかなかったようなやり方で事業が展開できるといったこともございますので、特にこういう最新技術がなじむような事業の場合は、1年ぐらい実証実験をしてみて、我々が思いもよらなかったアイデアが出れば、それをどんどん採用して本格実施すればいいという話ですから、そういった展開で、こういったテーマ型の民間活用が対応されればいいなというふうに考えております。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。

それでは、手が挙がった順ということで、川崎先生、お願いいたします。

川崎委員

ありがとうございます。

伊藤先生からコメントがありましたように、かなりシステマティックに進められておられるということで、恐らくこのPPP分野で公共部分に関わっているところを見ると、かなりトップランナーを走っているのではないかというふうに私は認識をしております。

今日、課題として民間提案に関するところで、少し随意契約との関連で慎重に考えないとということをご指摘されていたと思うんですが、まさにおっしゃるとおりでして、ここはちょっと考えないとまずいかなというところは確かにあるなというふうに思いました。

川崎市の対応としては、現状、出ているフリー型とテーマ型は、かなり優良物件というか、いいほうの提案がかなり出されていると思うんですけども、恐らく今後、微妙なのとか、既に箸にも棒にもとまでは言いませんが、ちょっとそれでは厳しいなというのも実は事務局のところには上がってきているのかなというふうに推察するんですけども、その辺を蓄積して整理をして、こういうのは駄目よというリストを公表するか、あるいは作っていただいて、微妙なところをどうするかということころは、この委員会を活用してもらいなり、別のところでやるなり、あるとは思うんですけども、やろうとしているのはコモン・ロー的な発想でやられようということですので、ちょっと駄目なほうのリストも少し整理をされたほうがいいのかないところを感じた次第でございます。

私からは以上です。

安登会長

ありがとうございました。

事務局から、いかがでしょうか。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

川崎先生、ご指摘ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりでして、ここに上がっているのはきちんときれいな提案で、川崎市としてもありがたいというご提案でございます。うちは民間活用の窓口を一元的に引き受けておりますので、単なる営業活動も多うございます。本当に普通の営業がよく来るんですね。そのこと自体は、たらい回しにせず済むという意味で、川崎市全体にとってはいいことかなと思っております。こういった窓口がないと、事業者さんが各課を右往左往して困るみたいな話がございまして、うちがいい提案も普通の営業活動も受けること自体は、それはそれで意味があるというふうに思っておりますので、おっしゃられるとおり、境界線みたいなのは、判例法のような形で微妙な案件も含めて蓄積してくると、また見えてくる部分があると思うので、そこは時間をかけながら、幾つかチェックポイントみたいなのは作れるといいかなというふうには思っております。

将来的、特に行革室の中で、人が替わっても判断がぶれないように、きちんとこういった場合はよくて、こういった場合はちょっと難しくてみたいなのを蓄積してきっちり持ち切る、継承していくというのは大事だと思います。

これを公表するとなると、またなかなか難しいなと思っております。公表すると、先回りして事業者

さんがどうせ駄目だろうみたいなふうにして、提案を諦められちゃうみたいなどころはありますので、ちょっと公表の仕方ってなかなか難しいなというふうに先生のご意見を伺いながら思いました。

すみません、以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

川崎先生、よろしいでしょうか。

川崎委員

はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、公表の仕方も難しいなど。チェックリストを作っていくというのは、結構有効かなというふうに思いますので、ちょっとその辺もご検討いただければと思います。ありがとうございます。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。

安登会長

ありがとうございました。

それでは最後になりましたけれど、朝日先生、よろしく願いいたします。

朝日委員

ありがとうございます。感想が一つと、あと、ご質問したいことが二つほどです。

一つは、Park-PFIの案件があって、その阜橋水江町のPark-PFIが川崎市らしいという話があり、これは感想ですけれども、何かPark-PFIで交通の、特に物流関係の交通の問題は、物流施設がすごく増えていて問題になっている中で、どちらかという、公園の中で何ができるかという案件が多いと思うんですけれども、交通問題の解決というのは、すごくいいなと思いました。

Park-PFI、国の話を聞いていても、なかなか優良事例がいっぱい出てきている一方で、今の成功事例を広めたいというよりは、もっともっといろんなポテンシャルを探したいというような段階にあるという認識なので、すごくいい事例で、ポテンシャルがあるんだなと思いました。感想です。

もう一つは、先生方がおっしゃっている民間提案なんですけれども、民間提案の財政要件のところ、随契と変わらなくなっちゃう可能性があるというのには、そうかと思ったんですが、やっぱり財政支出そのものだけでなく、民間としてはリスクを減らしたい、自分たちにかかるリスクを何らかの形で支出だけでなく、何らかで減らしたいというインセンティブで提案に来ると思うんですよね。

そういった意味では、行政としてのテーマをきちんと課題とすり合わせていかないと、何でもかんでもというわけにはいかないという当然の議論があります。一方で、特にフリー型のほうでおっしゃっていた、思いもよらなかった解決手法があるというところも重要だと。

もう一つ、民間提案を採用されているところで聞くのが、行政の中のスキームとして部局横断でやらなければいけない、あるいは何か、要は行政の制度として難しいことを提案してくれると、それがあつた種の外圧となつて、事業が進むんだけどということをお聞きします。もしかしたら入り口のところで今はちょっとできないよとか、持っていくづらいいということ、提案がシャットダウンされちゃうともつたないなと思うんですけれども、何か具体的にそういった提案、少し横断的過ぎて、今は実現できないんだけどみたいなことが

持ち込まれたりすることはあるんでしょうかというのが一つの質問です。

もう一つは、最後にプラットフォームでこれだけ一元化された窓口があり、でも結局、どこへ行ったらいいのかわからないというようなことも少し声としてあるというふうなこともお聞きしたのと、あと、大都市なので、多分、事業者さんには恵まれていて、手が挙がらないというよりは、比較的大きな事業者さんが手を挙げていただいている感じだと思うんですね。その点で、中小の事業者さんの巻き込み方の状況というのはどうなっているのかを教えていただければと思います。

安登会長

よろしく申し上げます。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございました。

横断的な話ですね。最近の事例でいきますと、令和6年度に川崎市は市制100周年を迎えるんですね。そのタイミングで、全国都市緑化フェアというのを開催しようと考えています。市長から、一過性のイベントにするなど、緑化フェアの終わった後も継続的な取組になるように、頑張っってそのアイデアを出せというふうに言われておるわけです。正直、公務員は困るんですね、何でもいいからというふうに言われますと。

まさに、これ、緑化フェアなんかは各局、横断的に全庁一丸となれと、局を問わないという話なんです。建設緑政局の公園部隊がやるんじゃないでなくて、地域づくりだとか、市民のコミュニティの連携だとか、そういうのをひっくるめて盛り上げていけという話なんです、まさにどこの局がというのを想定せずに取り組んでいかなきゃいけない仕事です。

これ、川崎市の職員だけでできず、民間事業者さんも当初から参加していただけるようじゃないと、恐らく一過性のイベントになっちゃうんだらうと思っておりまして、まさに、緑化フェア、コンセプトとしてこんなことをしたいんだけど、ちょっと具体の立ち上げ方だとか、イベント終了後のつなぎ方だとか、当然、市としての考えは一定まとめなきゃいけないと思うんですけども、市の考え方をさらした上で、こんなことを考えていて事業者さん、アイデアはどうですかみたいなので、まさに民間提案の今までなかった使い方かなというふうに、ちょっとお話を伺いながら思いました。

もう一点、フリー型、まさにおっしゃるとおり、最近いただいている物すごくありがたい話って、会社さんから、それも大きなところですね、ENEOSさんだとか、DeNAだとか、そんな一部上場の物すごいところからいただくと桁も大きいんですね。一振り8,000万円とか10億円とか、そんな話なんですけれども。

以前、オイテル社という広告料収入で生理用品をスマホをかざして無料でディスペンサで出てくるみたいな、そういった取組をされているスタートアップの中小企業さんがいらっしやいまして、このディスペンサはとていい取組だから、やっぱり認知度、知られて何ぼなので公共施設に置かせてくれというご提案がございました。

とても小ぢんまりした取組なんですけれども、これってとても大事なことで、川崎市としてもジェンダーフリーであるとか、また、あるいは生理の貧困の解消に多少なりとも寄与できるんじゃないか。やっぱり打ち出しの効果も大きかったものですから、こういった小さな取組だったんですけども、それをフリー型のご提案としていただいて、実際採用したという実績もございます。

こういった小さな取組でも構わないというのは、しっかり周知していかなきゃいけないなというふうに思いました。

でっかくなきゃ駄目だと諦められちゃうと、やっぱり民間提案としてはよろしくないなというふうに思っ

ていますので、そこの広報周知は引き続き努めていきたいと思いました。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

朝日先生いかがでしょうか。

朝日委員

ありがとうございます。

小さいところの取組もあるということで、分かりました。

あと、もうちょっとリスクが大きいところはよくよく見ると、自分のところでリスクを負えるから参画してくれている部分というのがあるのかなと思うんですよね。なので、例えば共同提案体みたいな形もあるかもしれないですし、どんな形だったら巻き込んでいけるか、それでお互いにいい組合せになるかというの、事例が積み重なってくるといういなと思いました。まだ、先かもしれませんけれども。

あと、民間提案型のほうは、もともとの課題として、そういう局横断型のものもありで、そういうところにみんなもって行ければと、待っているようなところがあるんですね。分かりました。部局横断でこれを何らかの形で推進すべきというご判断できる立場だと思いますので、そういった形で進めていただければというふうに感じました。ありがとうございます。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。

すみません、1点補足です。

安登会長

どうぞ。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

緑化フェアも困っているんですけども、市制100周年も困っています。これも役所がやると、何か記念式典とかやって終わりになっちゃうんですね。やっぱりそうじゃなくて、もうちょっと川崎市民でよかったなだとか、そういうふうに思っていたらいいようなことが、いいアイデアがあればいいんですけども、これはやっぱりなかなか公務員だけではうまくいかないというふうに思っていますので、こういうのも100周年、組織はあるんですけども、そこで抱えちゃうと、やっぱりうまくいかないんで、水を向けて、もしいいアイデアが出ていないんだったら、うちのこの枠組みを使ってちょっと聞いてごらんよだとか、そういう水の向け方はしてまいろうと考えました。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

各委員の方から有益なご示唆をいただきまして、改めてありがとうございました。

ここで、事務局から、私からも一言お願いいたしますということですので、総括にはならないですけど、コメントを一つ言わせていただきます。

今、事務局からご説明がありましたが、行政でやるべきことと、民間でやるべきことというのは、かなり棲み分けがあつて、それがよくできていない自治体も多く見られます。しかし川崎市さんは、行政がやるべきことと民間がやるべきこと、その辺りの区別を非常に注意してやっておられて、民間に任せるところは思い切って民間に任せるということをされているので、非常に多彩ですね。これはすばらしいと、かねがね思っております。

自治体によっては、本来、行政がやるべきことを民間に任せてしまっているところがありますが、そういうことではなくて、行政は行政としてやるべきことがあると思います。その辺りの使い分けができているのがいいと以前から思っております。

それから、今、公平性の問題が出てきましたが、確かに随意契約になったりすると、公平ということについていろいろ意見が出てくると思います。テーマによっては特徴や強みを持った企業が参加されるということで、非常にありがたいのですが、場合によっては公平性を十分に担保していく必要があります。そういうことを意識してやっていけば、大きな問題にはならないと思います。

それから、これは最後のほうでおっしゃっていた、地元の企業への周知ということです。大変苦勞されて、様々な手法で周知の努力をされています。これも非常に大事なことで、考え方としては、皆さん知っているのですけれども、実行するという段になると、なかなかうまくいっていないところが多いと思います。そこも非常に努力されていることがすばらしいと思います。

そして、これらは、やはり継続が大事です。何回説明会をやってもウチは聞いていないという方が必ずいますが、それは仕方がないことです。コンスタントに、こういった情報発信をしていただけると、地元の企業がついて来ますし、支持されますので、長い目で見て非常に効果があると思います。

時間も押してきましたので、次のテーマに移りたいと思います。

次第の3、議題（2）市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた地域エネルギー会社の設立について、事務局から説明をお願いいたします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。それでは、資料2-1をご覧ください。

市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けたエネルギー会社の設立についてということで、こちらの案件は、委員の皆様方にお諮りする事項でございます。

左上の事業概要をご覧ください。脱炭素社会の実現に向けてということで、今、川崎市は相当力が入っておりまして、各種施策を打っているところでございます。

2行目でございます。大事なターニングポイントがございまして、令和5年度、橘処理センターというごみ処理施設なんですけれども、こちらは川崎市の中部、高津区に立地するごみ処理センターなんです。こちらが今、建て替え作業を進めておりまして、令和5年度に竣工するよと。

最新技術、当然使っていますので、発電能力は相当上がるんですね。せっかくの再生可能エネルギーでございますので、これを公共施設をはじめ市域で利用拡大してまいろうということでございます。

あわせて、令和4年3月に計画のほうを改定しまして、2030年度までに「温室効果ガス半減」及び「再エネ33万kW以上導入」という、かなり大きな目標を掲げております。これはやっぱり川崎市だけでは、市役所だけではできないと、市の様々な市民、事業者、金融機関等を巻き込みながらやっていかないと達成できないということがございますので、プラットフォームを構築すると。

その肝として、地域エネルギー会社を設立して、取組を推進していくということで、中ほどの会社の概要でございます。

事業形態は株式会社ということで、資金計画、資本金1億円で出資比率ですけれども、川崎市が先導的に

音頭を取るんだということで、過半の出資51%でやってまいりたいということでございます。

主な取組にございますとおり、電源開発、電力供給、エネルギーマネジメントの3本柱ということでございます。

こちらは、かなり専門的な技術も要しますことから、こういった各種技術をお持ちの民間企業者さんとパートナーを組みながらやっていきたいということでございます。

左下、これまでの経過でございます。ご覧のとおり、複数回、サウンディング調査であるとか、意見交換会で川崎市の考え方をお示した上で、興味のおありの民間事業者さんから様々ご意見をいただきながら、事業の熟度を上げてまいったというのがこの間の経過でございます。

右上、3番をご覧ください。今後の流れでございますけれども、会社を立ち上げるということですね。もう20年以上、川崎市としてなかったことでございます。ずっと三セクを整理してきたりだとか、出資法人の整理統合してきたというのがここ20年の流れでございます。新しく法人を立ち上げるというのはこの間なかった。全ての職員にとって初めての取組というようなことでございます。

学識経験者、第三者の意見を聴取しながら、手続を進めてまいりたいと。当然のことですけれども、公正性、透明性、客観性も確保しながら進めてまいりたいということでございまして、こういったなかなか前例のないようなこと、案件も複雑だということでございますので、私どもの民間活用推進委員会に部会を設置して、事業者選定に向けてご審議願いたいということでございます。

メンバーは、資料2-3のほうにお示しております。

今年度、懇談会で様々なご意見をいただいているというような状況でございまして、来年度、民間活用推進委員会に選定部会を設けて、ご覧の委員の方々にご就任いただきたいということで、私ども民間活用推進委員会からは、また安登先生にお世話になる、稲生先生にもお世話になるということをお願いしているところでございます。

資料2-1にお戻りください。かような形で、右下でございます。

4番、今後のスケジュール(案)にございますとおり、来年度早々には第1回目の部会を開催させていただいて、複数回、部会を経て、令和5年1月に優先交渉権者等決定ということで、株式会社のパートナーを選定してまいりたいと、かようなことを目指して部会を設置させていただきたいということでございます。

以上でございます。ご審議をお願いします。

安登会長

それでは、先ほどと同じように委員の方から、また順不同でご意見、あるいはアドバイスをいただければと思います。どなたからでも結構ですけれども、いかがでしょうか。

地産地消のエネルギーである電力を確保するために、地域エネルギー会社を川崎市のいわゆる第三セクター方式で設立する。その取組みのための委員会を立ち上げたい、こういうことですね。

朝日先生、お願いします。

朝日委員

ご説明ありがとうございました。

質問なんですけれども、聞き逃したかもしれないんですけど、橘処理センターの廃棄物発電が基本的にはここに書いてある通りかと思いますが、地域エネルギー会社のほうは、市内外における再エネポテンシャル、電源開発と書いてありまして、あと、市が過半を出資するので、かなりイニシアチブを取るタイプになっているかと思うんですけれども、これはその他再エネの拠点になるものを将来的に考えているのでしょうか。現行の廃棄物発電ももちろんですし、下水道とかインフラ関係だったり、送電を要しないような農地のソー

ラーシェアリングとか、川崎市の場合にはいろんなポテンシャルがあるかと思うんですけど、そういうものも将来的には入ってくるような形なんですか。それとも、この廃棄物発電のための会社と思ったほうがよろしいんですか。

安登会長

どうぞ、お願いいたします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

事務局でございます。

行く行くは、川崎市全域でエネルギーの地産地消ということを目指しております。

事業展開案、左側のステップを踏みながら、どんどん展開していきたいというのがございます。

廃棄物発電、能力は上がるんですけども、公共施設全量を賄えないということがございますので、パートナーさん、再エネを既に発電しているようなところを想定しているんですけども、ここと組みたいという話なんです。

そういった、ある程度、大きなところと組ませていただいて、その事業者さんが再エネを発電しています、そこも会社を経由して、公共施設に電気を流していこうという。

何でこんなことを言っているかという、再エネって、先日も報道とかで出ているんですけど、結構、相場が乱高下するんですね。ほかから市場に流通している再エネを調達するとなると、乱高下に巻き込まれて高い電気を安く売りたいということが起こると、あっという間に会社としては潰れてしまいますので、その相場の乱高下に巻き込まれないようにするためには、元から再エネを発電している事業者さんの再エネを流していただくという仕組みにすれば、相場の乱高下に巻き込まれないんじゃないかという、大分、川崎市にとっては虫のいい話ではあるんですけども、そういった少しリスクヘッジ的なところもないと難しいのかなというふうに思っておるということでございます。

何か補足ある。

大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

ちょっと補足させていただきます。

今、こちらからご説明ありまして、本当にまさに今、価格がかなり急騰しているという状況もあるんですけども、1年前、2年前でしたでしょうか。1月ぐらいにかなり急騰したときがありまして、そのときに他都市でやられております地域エネルギー会社、幾つか倒産されたという事例もございました。そのようなことの教訓を受けまして、今ありまして、もともと自社で大きな発電能力を持っているところと組んでいこうということで、今回、立てつけをしております。

朝日委員のほうからございました、その後、どうしていくかという展開の中につきましては、ここでありましてStep 3になりますけれども、再エネの電源開発ですとか、あと、VPPのエネルギーマネジメントの取組なんかを市内、特に川崎市内でそのようなことをやっている事業者さんとパートナーシップを組みながら、プラットフォームをつくりながら、市域内でのエネルギーの循環というようなことを目指していきたいというふうに考えている事業でございます。

そのためにはということなんですけれども、市の施策、このような大きな考え方に沿って、出資法人の運営をしていただくために過半の出資をして、市のほうでイニシアチブを取りながら進めていきたいというのが今回の事業でございます。

以上でございます。

朝日委員

分かりました。ありがとうございます。

私が最初に申し上げた再エネ電源を開発していくような話というのは、どちらかというと、今の再エネの調達コストがすごく乱高下するような状況だと、リスクのほうが高いことになって、それで苦労されている自治体、あるいは地域新電力さんが多い状況ですよね。そういった意味では、段階的にということで非常に納得いたしました。

その市内の事業者さんにとっても、安定需要ということにもなりますよね。安定した需要がということになり、それが最終的には再エネの電源開発だったり、それによる地域経済効果につながっていくといいなどは思いますけれども、その点は、生駒市だったでしたっけ、公共施設で買っている電力が再エネで高く、行政訴訟になっちゃったものがありましたよね。

そういう意味でも何かお互いリスクを減らしながらという形で再エネを増やしていくということで、よく分かりました。ありがとうございます。

安登会長

ありがとうございました。

川崎先生、お願いいたします。

川崎委員

ありがとうございます。

この地域エネルギー会社で、市が51%出資することなんですけど、取組の中で市内外の再エネポテンシャルといったときに、つまり市外に供給とかエネルギーを、つまり事業範囲を市外に持っていったら大丈夫なのかなというのが一つ疑問であります。

先ほど朝日先生からお話があったように、バイオマスの関連で海側のほうに、横浜とかでも幾つかそういう取組をされているようなんですけども、三セクみたいに市が半分以上出資してしまって、市の外に出せないとか、何かそんな制約とか、あるいは産業廃棄物扱いされちゃうとか、何かそんなところで、移動が難しくなっちゃうというようなお話を幾つか聞いたことがあるんですけども。

やはり、ここでは川崎市を、市内でのサービスを前提とした会社ということ念頭に置いて出資をされるという理解なんですか。それとも、将来的にはこの比率を例えば横浜とかにも出資に入ってもらってということを考えていらっしゃるか、ちょっとその辺を教えていただけるとありがたいです。

以上です。

安登会長

お願いします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。

Step1のところなんですけれども、橋処理センターの発電能力が上がったとはいえ、公共施設全量を賅う量では、やっぱりないんですね。公共施設（一部）となっているんですけども、やはりまだまだ再生可能エネルギーは頑張っているんですけども、能力としてはまだまだ賅えるほどではないということでございます。

なので、当面、公共施設全量の供給はさておいて、市外に展開するというのは、ちょっとないのかなというふうに思っております。

大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

ちょっと補足させていただきます。

基本的には、今あったとおり、市内をベースとして考えていきたいというふうに考えております。将来的にはということなんですけれども、ここで市内外というのもあるんですが、先ほど川崎委員おっしゃっていただいたような、例えばほかの市に出資を求めるですとか、そういったことは、今のところベースとしては考えてはいないところでございます。

あくまで電源開発として、少し例えば市外の方の開発の技術なんかも取り入れながらというような意味で、ここでは記載しているところでございます。

以上でございます。

川崎委員

分かりました。恐らく余っているという言い方はよくないかもしれませんが、ほかのところで使っている熱源を活用してもらおうという趣旨で立てられたプランだと思いますので、やはりちょっと市内外というところとちょっと気になったんで、あくまでも売電というんですかね、余剰電力を売るところを念頭に置いたという理解でよろしいかと思えます。

以上です。ありがとうございます。

安登会長

ありがとうございました。

伊藤先生、何かございましたら、お願いいたします。

伊藤委員

ありがとうございます。

昨今のエネルギーに向けての取組に沿った事業で、非常にいいかなと思っておりますが、市が51%出資し、しかも長期間にわたって割と先の見えないエネルギー事業を取り組まれますので、リスクも割とあると思っております。

先ほどもおっしゃっていましたが、自分たちで発電できるとしても、民間の資本が入っている以上、民間に対してであればより高い価格で売れる状況の中、どこまで川崎市に売り続けるということをコミットいただけるのかといった権利関係の面で川崎市の求めるものをきちんと作り込んでおくということが大事だと思います。現時点では、募集要項、あと、要求水準のところでは何がマストかを明確化することが川崎市にとってのリスクヘッジとして大事だと思います。その辺り、部会のほうでもご検討いただければと思っております。

それから、これも部会のほうのお話になると思いますが、何を評価対象として事業者を選定するかという点も重要だと思います。ばら色の未来を描きやすい分野でもある一方で、2050年までを視野に入れた長期案件ですので、ある程度、実績とか、会社自体の財務基盤ですとか、そういったところをしっかりと見て、取り組んでいただけるといいかなと思っております。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。
事務局から、コメントございますか。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

伊藤先生、ご指摘ありがとうございます。まさに、先ほどの川崎先生のご指摘も含め、市内外って、後になってこんなつもりじゃなかったとか、行き違いがないようにするのって、とても大事なかなというふうに思いますので、そこは後になって紛争にならないように、市として譲れる部分、譲れない部分、そもそもどういった状況を目指しているのかというのは、しっかりと示しながら、事業者さんにも分かっていたいた上で、募集していただく、それは大事だなというふうに思いました。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。
ここで一言をとということですので、私からもちょっと所感を申し上げます。

実は、この委員会は、事前の擦り合わせが2回ほどありまして、私も出席しました。余り言ってはいけないのかもしれませんが、私は市が出資することに最初、反対しました。PFI方式でやればどうかと。つまりPFIのJV方式ですね。或いは三セクにする場合でも、出資比率が3分の1を超えておれば拒否権的な力があるので、一応、拒否権は留保するけれども、民間がメジャーでやればどうかという意見を出したのですが、全体としてはやはり過半数のシェアを取って、第三セクターでやりたいという意見のほうが強かったんですね。それで、こういう建てつけになっています。

第三セクター方式の場合、今、各委員からもご指摘がありましたが、私は皆さんより世代がちよっと上でして、日本政策投資銀行時代に第三セクターの破綻処理とか、そういう仕事を経験してきました。そういう世代の生き残りですので、その経験からしますと、やはり民間企業と行政とのリスク分担、役割分担を明確にしておくことの重要性を感じます。

また、価格を下げれば買い取る側は喜ぶけれども、それだと会社としては儲からないし、逆に価格を上げると会社としてはいいけれども、利用者には不満が出ます。そこをどういうふうに調整するかということがあります。市の財政で、ここまでなら負担を許容できると決めた上で、あとは民間にリスクを負担してもらおう。そのような棲み分けがやはり大事になってきます。ここは事務局から今、まさにご指摘ありましたけれども、後でする喧嘩を先にしておくということです。あらかじめ、きちんと仕分をしておくと、後でこういうつもりじゃなかったということがなくなるということです。もちろん定款に記載するとか、そういう方法もありますし、あるいは事業者との契約においても、リスク管理をきちんと文書化しておくということで、うまくいくと思います。保険という方法もあると思います。

しかし、そこを非常に曖昧にしたまま、同床異夢でスタートしたというのが、昭和時代後半の第三セクターの失敗です。そこはすでに経験があるので、きちんと仕分けしておけば、うまくいくと思います。私は、第三セクターという方式そのものが悪いというふうには思っていないで、棲み分けとかリスク分担とかを、きちんとしないまま走ってしまったというところに、反省すべき点があると思っています。今回は21世紀の新しいプロジェクトを作るということですので、そこをきちんと押さえておけば、必ずうまくいくと思っています。

いずれにしても、地域のエネルギーを地産地消で出来るだけのことをしていきたいという、そのお考え自体は、非常にいいと思いますし、そのための新しい取組みなので、長い目で見て、こういうのをつくってお

いてよかったなと思われるような、そんな建てつけができればいいと思っています。まだ始まっていませんが、始めるに当たって、この部会のメンバーとしては、そんなふうを考えているところです。

ということで、私の感想はそんなところです。ありがとうございました。

大分時間も押してまいりましたので、続けてまいりたいと思います。

それでは、4、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。

資料の3をご覧ください。画面にても共有しております。

民間活用に係る審議の進め方ということで、こちらはちょっとご報告がてらという話になるんですけども、1のこれまでの課題をご覧ください。

委員の皆様のご協力もございまして、おかげさまで民間活用は相当増えてまいりました。実績も上がってきているところでございます。

今後なんですけれども、民間活用推進委員会、いろいろご審議いただいておりますけれども、皆様お忙しいということと、いかんせん委員の数は5名ということがございますので、私どもの民間活用推進委員会だけでは事業者選定ができる案件数や範囲に限りがあるということが、だんだん見えてまいったということでございます。

2番でございます。中ほどです。そこでなんですけれども、「民間活用事業者選定評価委員会」の設置ということでございまして、今、各局にては指定管理者を選定評価する「指定管理者選定評価委員会」というものが既に附属機関としてございます。

今回、この指定管理者選定委員会の看板を掛け替えて、民間活用事業者選定評価委員会というのを新しく設けまして、今までの指定管理者の選定評価、プラスして、民間事業者、PFIの事業者ですとか、もろもろ民間活用の事業者を選定評価できるようにしようということで枠組みを拡大する、そういった取組を条例改正させていただいたところでございます。

このことによりまして、餅は餅屋でございまして、所管局の事業を熟知している学識経験者の方に指定管理のみならず、PFI等の民間活用事業についてもご審議いただけるよというようなことと、案件が挙がった都度、じゃあ、附属機関条例を改正しようという話になると、そのことで簡単に半年、1年過ぎてしまいますので、ちょっとそのロスはもったいないなということもございまして、今回、今後、案件が挙がりそうな局を押しなべて、一律、足並みをそろえて「民間活用事業者選定評価委員会」を設置させていただきましたということでございます。

3番でございます。今後の私ども、民間活用推進委員会の審議についてということでございまして、(1)にございますとおり、役割分担をお願いしたいということでございます。

私どもの民間活用推進委員会は、やっぱり全般的なかじ取り、司令塔の役割をぜひともお願いしたいということでございます。各局の取組を報告の形で随時、年間、三、四回の推進委員会がございまして、都度都度、川崎市全体の動きなどをご報告いたしますので、その動きについて適時適切なアドバイスをいただきたいということでございます。

あと、加えまして(2)でございます。複雑な案件ばかりお願いするようなことになって、ちょっと心苦しいところではあるんですけれども、PFI法6条に基づく民間提案、等々力のような事例ですね。とても大きな民間提案については、引き続き民間活用推進委員会で審議したいということと、多くの所管部局にまたがる、これが例えばお祭り状態ですね、3局、5局、複合施設、ものすごいのができるよといった場合は、やはりどこが音頭を取るんだということで、そのことで半年、1年過ぎてしまいますので、ここは行革室で

主導的にやっついていかないと市としての話が進まないでしょうというようなことですね。

その他所管局だけでは審査が困難な事業ということで、先ほどお諮りいたしました再生可能エネルギーの会社設立、そもそも事業の性質が専門的だという話と、会社設立、なかなかほとんど今いる職員では初めてみたいなことで、案件が複雑、専門的なようなものについては、やっぱり民間活用推進委員会で主導的にやっついていかなきゃいけないかなというふうに思いまして、こういった形でざっくり役割分担をしながら、今後、進めてまいりたいということでございます。

案件が出たときに、これまでよりは円滑に事業の熟度を上げるだとか、事業者の選定ができるだとか、そういう準備、枠の拡充は今年度のうちにできましたので、委員の皆様、引き続きのご協力をよろしく願います。

ご報告でございました。

安登会長

資料3について、説明していただきました。条例も決まったということですが、委員の方から、気になったこととか、あるいはご質問とかありましたら、お伺いいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

安登会長

今、ご説明していただいたとおりで、ご了解をいただいたということですね。ありがとうございました。

それでは、今日の議題はここまででございます。

事務局からこれ以外に何かございましたら、お伺いいたします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。

本日は、特にございません。

安登会長

分かりました。ありがとうございました。

長い時間にわたりまして、活発な議論を、あるいはアドバイスをいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上となりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、最後に事務連絡をさせていただきます。

次回、令和4年度の第1回の委員会につきましては、後日日程調整をさせていただきますけれども、6月から7月頃の開催予定でございますので、またその節はよろしくお願いいたします。

また、委員会の前に、個別にご説明の機会をいただきますので、併せましてよろしくお願いいたします。

お時間頂戴いたしましてありがとうございました。

ちょっと時間も超過してしまい、申し訳ございませんでした。

それでは、以上をもちまして、令和3年度の第3回川崎市民間活用推進委員会を終了いたします。

本日は、長時間ありがとうございました。